

根室地方鮭鱒ふ化事業沿革

末 武 敏 夫

明治以前の根室地方鮭漁業

和人が根室地方に入ったのは1690年前後（元禄年間）といわれ、1774年（安永3年）飛弾屋久兵衛が松前藩の漁場請負となつてから和人の居住が始められたようである。このころアイヌは霧多布で物資の交換をしていたので霧多布領といっていたが、後には納沙布場所、さらに根室場所と変つた。

1798年（寛政元年）6月、国後の蝦夷が反乱し目梨蝦夷がこれに呼応して、和人71人が殺されたこのため飛弾屋は責任を問われ請負を罷めさせられ村山伝兵衛がこれに代つた。後、漁場請負人は、高田屋嘉兵衛、材木屋七郎右衛門、高田屋金兵衛が相継ぎ、このころ根室地方の漁場は非常に盛んであつたらしい。

さらに1832年（天保3年）漁場請負人藤野喜兵衛、山田文右衛門、白鳥宇兵衛、浜田屋兵四郎と相継ぎ1849年（嘉永2年）再び藤野喜兵衛の漁場となり年貢金3,000両、漁夫はもつばら土人を使い、鱈、鱒、鮭などの漁業に従事した。

ここで面白いことは、西別川の鮭が一躍有名になつたのは実にこの国後争動が一因のように思われることである。すなわちこの争動のため1799年（寛政11年）東蝦夷地が幕府直轄となり、翌年箱館奉

行の戸川安論筑前守が国後出張の帰途、西別川の鮭を塩漬にして江戸に持ち帰り、將軍家に献上したところ美味を賞され翌年から毎年献上するよう命ぜられ、このため魚も中位のものが選ばれ、最初100尺（1尾を1尺といつた）であつたが、後には345尺となり、終には江戸の人たちの口にも入るようになり、江戸送りは明治ころまで続けられた。

このころすなわち、1780年（安永）のころは、鱈、鮭、鱒は引網を用いて漁を営んでいたらしく、1810年ころ始めて建網が使用されるようになった。1855年ころ（安政）の西別川川口付近の状況について「根室要覧」には、「西別は鮭鱒の漁場にして出張番屋1、倉庫7、稲荷小社1、および献上鮭切庫あり、別海は、漁業西別に同じ、ことにこの地の鮭は品位もつとも佳良なり。番屋1、献上鮭切庫1、倉庫10、稲荷小社1、アイヌ戸数16あり」と記している。

このころ西別川の上流内陸地には和人との交易はなかつたようで、川上のアイヌは飯料としての鮭を自由に獲ることが許されていた。川上のアイヌはシアン（標茶町虹別のシュワン川流域）にコタン（部落）を作り、塘路との行き来があり、釧路の酋長メンカクシの統下にあつたらしい。釧路市立図書館の佐藤直太郎氏は、

「釧路は昔海であり、段々海が陸地になるにしたがつて、釧路内陸に住んでいたアイヌは、釧路川づたいに川口付近に下つてきた。現在の海岸線ができたのは約1,000年位前であり、クスリ（釧路）に和人が土着したのは300年程前のことで、1774年（安永3年）請負場所となり、釧路に和人が越年するようになったのは1856年（安政3年）であつた。アイヌは明治初年再び内陸に入るようになった」と語っている。

江戸送りの鮭は將軍家だけでなく、江戸市中にますますその名声を高め需要が多くなり、そのため川下の漁は、川上アイヌ保護のためのテス網（方言で止め網のことをいう）禁止を侵すものが出る仕末で、1856年（安政5年）ついに川上アイヌは鮭漁ができなくなり、釧路酋長メソカクンが訴え出た。そのため根室と釧路が紛争をつづけ、1859年（安政6年）にいたり、飛鳥三右衛門の仲介によつて事件が解決したこともあつた。

このころ根室は再び箱館奉行支配となり、1855年（安政2年）西別以南を仙台藩に、以北は会津藩となり、仙台藩は前例によつて、藤野喜兵衛に漁場請負を命じ、会津藩は1862年（文久2年）山寺権兵衛、吉川次郎助、山田左兵衛、駿河屋元三郎、山田善吉と次々に漁業を経営させた。

明治初代の河川漁業

明治新政が布かれ、函館に裁判所が置かれ、1869年（明治2年）蝦夷が北海道と改められ、さらに開拓使が設置された。10月2日には、松本十郎開拓判官は、属官および移民130名とともに英国汽船デールス号で別海沖に投錨上陸し、根室に

向つた。

1870年（明治3年）黒田清隆が開拓次官となり翌年1月洋行後、米国からケブロンを招き、本格的な北海道開拓の業が始められた。移民を求め、森林を拓き、農業をすすめ、工業を興し、着々と拓殖の実を挙げ、効を収めることとなつた。

一方鮭鱒漁業についてみると、森林の伐採により河川は荒廃をきたし、水産魚族の濫獲となり、たちまち資源の減衰を見ることは明かなことであつて、松前藩幕府時代には鮭鱒繁殖保護に関しての対策は樹てられなかつたようである。

ただ、石狩川については、安政年代幕命によつて荒井金助が石狩に在つたとき、鮭漁の薄い原因は、産卵場近くの鮭親魚をみんな獲つてしまうからだということが判り、3年間厳重に密漁を取締り、ようやく復旧したという事例があつた。

開拓使根室支庁では、1871年（明治4年）西別川について、魚苗を保護するため、水源で親魚を獲り河中での流網または留網を禁止した。ただし自家用には釣鉤で捕獲することは許した。

根室支庁達～漁場宛 3月

西別川流網張切漁業指許候ヨリ根室支庁鮭種子川唱来候趣方一不漁ニテモ打続キ候ハバ一同ノ人気ニ差響モ難計当節御趣意ニ無之候間流網漁業自今停止

また、藤野喜兵衛履歴によれば、3月12日、西別川でのテス網は上流の魚が欠乏するゆえをもつて、根室支庁に上地を命ぜられ代りにニシパラマンベツ間を割当てられている。

一方標津郡、目梨郡の河川については、漁場開拓が進んでいないところから、全川を開放し、さらに自費で漁場を開いた者には3年間免税した。これは当時の政

策として、致し方のないものであろう。

1871年（明治5年）漁業取締規則が定められた。

（未調査）

註 根室千島両国郷土史：本城王藻編によれば「明治5年1月根室千島釧路及び北見四郡漁業取締規則を設け種則を其国に依りて定む」とあり

1869年開拓使役場が置かれると同時に、場所請負人の名儀を廃して漁場を新たに開くことを出願する者にはこれを許すという布令を出したが、漁場管理は少数有力者の統轄するところとなり、開拓使は再び1876年（明治9年）漁場大改革を行ない、漁場持を廃し、これをすべて返上させ、一般人民随意に漁場出願する者には、着業指導したことによつて、漁業が大いに進歩し、土着も多くなつた。これらの事情は、次の布達などによつてうかがうことができる。

明治9年2月25日達～西別川水源に於て鮭漁差止置候処以来10月中限り川口より上流1里以内空隙の地にて漁業不若候係若期限違背候者は狐品引揚至当の処分に及ぶべし。

3月19日第20号達～本年第10号西別川漁業一般被差許候儀は是迄のへい習を払い此地に有効長く移住し、資力有之者に可貸渡儀に代之以有効者へ夫々貸渡願人は抽せんを以て貸渡すべし（根室支庁 民事課）

4月18日第19号達～本年第10号西別川鮭漁場の儀藤野喜兵衛へ貸渡地より更に上流1,800間の内1人に付岸150間を限り可貸渡候条 漁業中 他の漁場之妨害候儀相成らず（根室支庁）

8月28日 乙第9号布達～鮭漁業中テス網を以川流を張切候儀は上流漁業の妨になるは勿論魚苗減耗の大害に有之既に一般差止置候処根室支庁管下未だ更正無之候趣に付自今テス網張並に夜中鮭漁は一切禁止（開拓使）

昭和9年8月28日 開拓使管内漁号布達～全道人民の営業を盛大にして、物産の繁殖せしめんが為各所の便益を計り諸般の方法を設け

之を實際に勧誘し、漸次歳額増加せり海産の儀は既に3ヶ年間出港免租の特典あり、合計凡そ30余万円に至れり、繼で東京大阪にありし産物会所及敦賀兵庫堺那珂撫養下の関石巻等の出張を廃したり、其歩合収入高毎歳5万円に及びしも、今之を收納せず、且新開の場所は5カ年除税の規則あり、実にこの幸福を被る者は従來の風習を改め一般其業に励み専ら国益を起すべき筈の処、東西諸郡は猶旧習を存し、出稼の占体を改めず、却て永住者の新たに開業するを阻隔する等の義有之是が為海産は鴻益を拡充し得ざる簾少なからず、就中鮭漁中テス網を以て川流を横断するの慣習は上流に於て營業する者の妨たるは勿論、魚苗減耗の大害に有之西地方面は先年来之を廃業したり、仍て根室地方に於ても、自今禁止の旨を布達せり、一般之を遵守し断然旧習を改め魚苗減耗の弊源を除き必ず營業の新旧を論ぜず相共に協和して其業を励み物産繁殖候様厚く注意可致此旨告諭候也

8月30日 第53号達～根室国野付郡界西別川鮭漁場は迄貸渡置候漁場上地中付従前割渡置候人員は更に180間の区画を定め川下より順次繰上げ貸渡べし（根室支庁）

10月10日 第623号達～西別川鮭漁場本年15名の者へ拝借被差許当時漁業中に候処右漁業の事実を見るに有力の者は、漁網23統を以て甲網引終る、即ち乙網を掛けて乙網の終る、又丙網を投じ、縦横持続して川巾を網羅するが為川上の者は唯網を引のみにして、或は1尾の鮭魚も得るなき事儘有之先般テス網廃止相成候御趣意到底無実に相属し其の不公平のみならず、魚苗蓄息の妨にも相成候条以来右川一カ処に網一統分の外は禁止候条此旨右漁場拝借の者共へ至急相達べし（根室支庁）

明治10年9月：藤野喜兵衛漁場西別川別引網に換へ建網を用うを停止す（根室支庁）

10月5日 第7号布達～川漁に引網を施す者は水面の7分或は8分を限定す。但大川は川の中央を限界とす（根室支庁）

11月1日 第78号布達～川漁場内鍵取揚にて留網或は追網等を用い鮭を捕る者問々有之趣相聞候に付自今固く禁止（根室支庁）

明治初年ころの鮭漁については、河川漁業が主要なものであるが、半田芳男氏

が入手した「明治25年根室地方における鮭に関する調査資料」（鮭鱒い報記載）によれば、西別川では打網220~230間の曳網を用い、9~11月が漁期で、タバ、アイ風のときは漁が良く西風は良くない。南下りの強風の大時化の後には必ず大漁であつた。魚の形状は他地方のものに比べて大きくはないが、重量があり、大漁の年はブナケ多く、薄漁の年は白毛が多い。走り魚の雌雄の比は4分6分で主に鱈を食餌しており、中ころには雌が多く、卵が成熟する時期になれば何も食べてい

ない。魚郡の来游は野付岬の方面から西別川に向い、8月下旬溯上を初め、早いものは1月中旬に成熟魚が見られる。産卵した鮭、すなわち老魚は流下するものもあるがあまり多くない。これはフラフラして岸に寄り鷺や熊に獲られるものであろう。1月ころは毎日10尾位が海に出てくるものもあるが、波に揺られてたちまち岸に打上げられる。これらのものには腹中に残存卵は見られない。稚魚は普通10糎位で、河口に3、4日游泳して後海に入り、このころは餌を飽食している。

柳田漁場鮭収獲高(石)

| 明治 | 西別川 | 平糸建網 | 二正丸別建網 | 走古丹建網 | 西別ルチヤル建網 | 当太建網 |
|----|-------|------|--------|-------|----------|------|
| 8 | - | 108 | 94 | 90 | 224 | 157 |
| 9 | 261 | 25 | 71 | 38 | 92 | 46 |
| 10 | 366 | 17 | 96 | 74 | 131 | 60 |
| 11 | 497 | 95 | 178 | 51 | 89 | 92 |
| 12 | 1,162 | 97 | 188 | 110 | 167 | 89 |
| 13 | 1,072 | 190 | 470 | 194 | 238 | 170 |
| 14 | 1,308 | 92 | 397 | 200 | 138 | 108 |
| 15 | 1,207 | 85 | 296 | 113 | 152 | 65 |
| 16 | 640 | 159 | 266 | 194 | 164 | 208 |
| 17 | 1,512 | 100 | 219 | 81 | 127 | 94 |
| 18 | 1,329 | 143 | 386 | 145 | 111 | 341 |
| 19 | 530 | 159 | 271 | 116 | 106 | 101 |
| 20 | 272 | 71 | 254 | 126 | 66 | 111 |
| 21 | 715 | 162 | 310 | 115 | 69 | 147 |
| 22 | 947 | 155 | 659 | 75 | 129 | 224 |
| 23 | 309 | 94 | 197 | 80 | 59 | 68 |
| 24 | 210 | 60 | 196 | 106 | 40 | 90 |

ユー・エス・トリートの功績

トリートは、黒田清隆の招へいによつて来道したケプロンの推挙により罐詰教師として、1877年米国から東京に着き、翌年12月東京に帰るまで、石狩、別海の罐詰指導を行なつた。さらに鮭の人工孵

化についても進言を行なつている。

さけ・ます孵化場の秋庭鉄之氏は「罐詰の技術者を求めたのは大久保内務卿の黒田開拓使に対する進言であつたと考えられ、この前、明治6年にウイーンの万国博に派遣され、罐詰と人工孵化に注意

を引かれて帰国した関沢明清からの大久保に対する建議がその端緒になつたとみられる。しかし明治8年には、トリート、スエットともに、開拓使との間に手紙の往復があることからみても、この進言は早速とりいれられ、ケブロンを通じて交渉が進められていたと思われる」と述べている。

またトリートは、1878年(明治11年)4月3日、黒田清隆にあてた書かんの中に(前略)以上のこうした仕事に対して、私の助手であるスエット氏は全く献身的で彼の有能な才腕と助力については褒状を与えらるべきと存じます。そして出島氏は通訳として非常に有能なる働きをしましたし、又、彼自身立派にやつてのける人です。石橋氏は鮭の季節中に我々に多量の鮭を与えてくれました。そして彼自身も又立派にやつていける人です。然し残念なことは彼は東北沿岸の方に転出して行つてしまいました。(中略)燻製とタラの干物の製造は佐々木氏に一切まかせました。彼は信頼するに足る人物です。そしてこの仕事に関する全部の過程を学びとつたのです。金沢氏も又彼の補佐役としては充分なる人物です。最後に創業以来の各種の製罐目録を添付致します。

U. S. トリート

1878年4月3日 石狩

さらに秋庭氏は、この書かんに出てくる人物はいずれも罐詰の関係者で、出島松造は別海の製造主任となり、佐々木盛太郎はその補助として活躍し、トリート帰米後も充分支障なくやつてゆけた。石橋という人はわからないが、明治9年に根室で罐詰を試作した人に石橋俊勝という人がいる。しかしこの人のことかどうかわからない。と解説している。

1878年(明治11年)7月18日、別海に開拓使罐詰所が新築落成し、トリートは6月から現地に来て、指導した。ここの工費は5,012円55銭で、役員4名であつた。13年には大蔵省から60万円の補助があり、60余人の職工および生徒がいたが、15年以降は衰微し、20年には藤野辰次郎に払下げられた。

別海罐詰所は、西別川及び付近の鮭が主要な原料であつたと思われるがこの間の事情については未調査。

偕楽園ふ化試験の影響

開拓使による鮭人工孵化試験の詳細については、ごく最近まで明かにされなかつたところであるが、秋庭氏によりつて、最近道庁古文書などの発見により多くのことが、判明しつつある。

1894年(明治27年)水産課から発行された「北海道鮭鱒人工孵化事業報告」には「鮭の人工孵化は、開拓使において罐詰の教師として米国より招へいせる「ウエストリート」氏の勧誘に基づきたるものなり。しかし10年内務省において常陸国那珂川より鱒卵を採取せし記事を参酌し、札幌偕楽園の池水を修し孵化槽を埋め養魚池を区画し云々…」と記されている。この文中にある10とあるのは、那珂川で行なわれたのが10年で、偕楽園で行なわれたのは翌年と解すべきだと考える。ともあれ、明治10年、12月、鮭親魚捕獲のため人を千歳川に派遣し、川岸に簡単な生簀を掘り、親魚の雌雄を区別して蓄養し翌年1月、成熟雌親魚15尾から搾出採卵受精して札幌に運び、流水中に浸した籠中に収容した。孵出には約90日も要して、余程低温な水を使用したと思われ、中には奇形稚魚もあつたようで、野村幾千代報告に「あるいは一体にして両頭なるもの2尾、相接するもの、体の曲環して生ずるものあり」と記されている。また、遠路発眼卵の輸送を計画し、3月函館の谷地頭へ送り、収容後間もなく発生を見たので、孵化試験に確信を得られ、9月から本格的試験に進んだのである。

勸農寮では北海道の鮭卵を本州各地の河川へ放流して品種の改良を計画し、一方札幌開拓使庁でも、旧幕時代から有名な西別川の鮭卵を採り、札幌および東京

へ移殖する目的で、雇川口祝三を根室へ派遣した。

川口は、西別川で（場所は不明であるが千歳川の試験から類推して川口附近と思われる）1878年（明治11年）12月ころ、親魚129尾を蓄養して成熟を待ったが、時化のために流失してしまつた。

根室千島両国郷土史に依れば「10月8日別海に鮭ふ化所を設けて試験せしに翌年8月皆死せり」とあり詳細未調査。

再び親魚を獲る事は时期的に遅く、川口はその職責を思い、親魚を探し、卵を求めて30里距てた水源にいたつたというから、雪を迎えた道なき道を川沿いに溯り、西別岳の麓、シアンのアイヌ部落を通り湧水源（今の虹別事業場附近）まで辿たであろう。（この地はアイヌ語でシュングシュベツと呼ばれ、松林に囲まれた大きな水のあるところという意味で、すでにアイヌは産卵鮭を獲りやすい場所であるこの地に居を構えていたものと思われる。）

川口はぜひ鮭卵を採集しなければという責任感から、ようやく天然産卵の卵子を探したが、すでに多くのものは発生しており、ようやく千余粒を採集した。

この卵の育成場所についてはわからないが、開拓使事業報告によれば「西別川水源の鮭卵を根室郡字根室別に於てふ化せしもふ化後地震のため効を奏する能はず」とあり。

川口は11年9月、出張を命ぜられて根室へ来たが採卵に失敗したことに大きな責任を感じ、暫らくこの地に留ることを決意し、12年5月、札幌物産局長に上申するとともに、根室少書記官折田平内にも意を通じ択捉産の紅鱒採卵を計画し、発足（ハツタラ）に孵化場建設も策した。

開拓雑誌（第18号）に、川口は根室支庁からの命により7月11日フーレベツ（振別）に渡

航し、鮭を獲り年萌川の水源にふ化場を創設とあり。

8月18日、工費1,303円をもつてハツタラ川に魚苗保養池が設けられた。

根室郷土史（360頁）によれば「ハツタラに官設の魚苗養池を設け鯉、鮒を養殖したりしたが、ふ化事業も養魚も失敗に終つたようである」とあり。

川口は明治12年、年萌川から紅鱒卵4,000粒をとり、ハツタラで保養し、発眼後、札幌まで輸送のため船便で函館まで運んだところ、12月6日函館大火に逢い、活卵の大半を失い、生存卵が3,4千粒となつてしまつたので、東京へ移送する計画は実現できないこととなつた。

明治13年9月、川口は、「養魚景況報告」と題して、偕楽園試験や根室での孵化試験の体験から上記の報告中に所見として大要次のように述べている。「人工孵化試験について偕楽園のものは、稚魚のへい死するものが多く、これは試験池水源が低く、鼠の害もあり、一般には養魚池を設け、天然の湧水や河流に魚苗を移して繁殖するなり、魚族の改良をなし、石狩川のような大きな川に移殖して繁殖した方がよい」というもので、各地の天然産卵の状況を見、みずから人工孵化試験を行ない、両3年にわたる貴重な体験から、「大きな犠牲を要する人工孵化よりも、むしろ天然産卵の方が現実に有効である」という確信があつたように受取られる。このことは明治20年ころまでの間、道庁において、保護河川を指定し、重要河川には看守人を配置し、天然産卵の保護育成を図つたことによつてもうなづける。

川口はその後、明治14年春、茂辺地川にいたり鮎の採卵を試みたが、その年には不漁であつたのと、時期も遅くさらには

親魚を容易に捕える方法がなかつたなどそれに加えて病のためついに成功を得られなかつた。

秋庭氏が函館病院で調べたところによれば、「明治14年1月14日付、川口の診断書では「慢性瘦弱質血症」となっていた由。

伊藤初太郎氏（根室市幌茂尻在住郷土史家）は、「ハツタラ川には昔、相当鮭が遡り、川ぶちに竹島のオドがいたし、余成田伊三郎漁場、佐賀漁場があつた。ハツタラの池は10間×20間くらいの木造杭打護岸で造られた池の跡を見たことがあり、鮭はやらずに、鯉、鮒の池であつたと聞いている。川口祝三という人は知っているが、この人の子供が根室で、イサバ屋をやつていたが、現在どうなつているか判らない」と語っている。

天然産卵の保護

倍楽園での人工孵化試験は実質的には明治11年から12年にわたつて実施され、大きな成果は得られなかつた。「川口祝三の意見によつて、倍楽園での事業化は無益と思われる、よつて本年は休止、この後は根室地方からの紅鱒卵を石狩川へ放流した方がよいと思われる」ということで、製煉課から事務引継をした勸業課では上司に伺を立てている。

他方三面川、最上川の天然産卵保護の方法をとり入れて、遊楽部川では、明治12年11月に鮭魚種育場が設けられていた。

1882年（明治15年）開拓使が廃され、3県時代となり、天然繁殖に多くの力が注がれる結果となり、勸業課農務係の指揮により豊平、発寒、琴似の3川に着守が配置された。根室支庁では翌年（明治16年）特に「テス」網、留網などの使用について厳重な布達をなし、さらに西別川、名、標津川名、伊茶仁川名、忠類薫別川に2名、風蓮川1名、別当川1名の看守人を置きこれは1888年、（明治

21年）まで継続した。

西別川水源における天然産卵保護の状況について現標茶町長高島幸次氏は「標茶町史編纂資料」に次のように記されている。

開拓使5期報告書に、西別川の名産鮭が川上土人の濫獲の結果魚苗の減耗を来す憂があるからというので、明治13年5月に「永遠保育のため土人を他に誘移しさらに水源などに官舎を設けてこれを監臨せしめ」る旨記載されている。これによれば、漁業家の外に官吏が水源付近に駐在した事実が明瞭であるし、また、根室支庁々務概況報告にも「西別川水源においては特に魚苗の保護を計り……15年創今駐在所を新設し爾後吏員を派してこれを護らしむ」とあるので、したがつて和人も西別川上流に位する虹別を往来したことが推量されるのである。」と。

後 記

本集には下記資料から引用させていただったので各誌の発行者、編者に紙上から、お断りとご礼を申し上げる。

1. 明治18年 開拓使根室支庁布達全書上・下
根室県庶務課
2. 明治27年 北海道鮭鱒人工孵化事業報告
北海道庁内務部水産課
3. 大正3年 根室要覧 近藤亀次郎
4. 昭和7年 明治大正 水産回顧録 下啓助
5. 昭和8年 根室千島両国郷土史 本城玉藻
6. 昭和8年 北海道史要 竹内暉平
7. 昭和9年 鮭鱒い報No. 1, 6 No. 3
北海道鮭鱒ふ化事業協会
8. 昭和25年 魚と卵 北海道さけますふ化場
9. 昭和26年 鮭の話（観光シリーズ）
北海道鮭鱒保護協力会連合会
10. 昭和26年 根室郷土史 寺島 征史
11. 昭和29年 標茶町史編纂資料
標茶町史編纂委員会事務局
12. 昭和31年 新修北海道史年表
北海道文化資料保存協会

以上のほか佐藤直太郎氏、伊藤初太郎氏の談話も引用させていただいたが、文中に誤りがあれば編者の責任である。

（編集責任：末武敏夫）